給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第３号

奈良県大和高田市田井新町５番17号

再生債務者　野村　功志

1　決定年月日時　平成23年４月11日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年５月９日まで

4　一般異議申述期間　平成23年５月16日から平成23年５月30日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（再ロ）第４２号

横浜市金沢区能見台東８番Ｃ―1001号

再生債務者　津田　博之

1　決定年月日時　平成23年４月13日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年５月11日まで

4　一般異議申述期間　平成23年５月25日から平成23年６月１日まで

横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１号

秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字苦竹23番地３

中央団地Ｋ３号―17

再生債務者　木村　　司

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年５月６日まで

平成23年４月12日　秋田地方裁判所大館支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０００６号

茨城県古河市東１丁目11番30号

再生債務者　遠藤　玲子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年３月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月13日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（再ロ）第２５号

仙台市泉区虹の丘４丁目６番地の１　ライオンズマンション虹の丘706

再生債務者　千田　政宏

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年３月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月13日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第７号

奈良市三条大路１丁目２番16号

再生債務者　髙田　浩幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年３月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月13日　奈良地方裁判所

平成２２年（再ロ）第９３号

大阪市平野区長吉出戸２丁目６番24―806号

再生債務者　井川　京子（旧姓山中・島内）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月13日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第５号

川崎市川崎区四谷上町26番19―１号

再生債務者　末吉　一樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月12日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（再ロ）第５号

埼玉県熊谷市成沢1140番地５

再生債務者　土屋　重則

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月12日

さいたま地方裁判所熊谷支部

農林水産省共済組合定款の一部変更について

農林水産省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成 23 年３月 31 日　　農林水産省共済組合代表者

農林水産大臣　鹿野　道彦

第29条第１項の表中「$\frac{4.63}{1,000}$」を「$\frac{5.18}{1,000}$」に、「$\frac{9.26}{1,000}$」を「$\frac{10.36}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{4.63}{1,000}$」を「$\frac{5.18}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成23年４月１日から施行する。

2　変更後の第29条第１項及び第２項の規定は、平成23年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年五月十九日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年一月十四日

掲載頁　一八四頁（号外第八号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年四月二十一日

北海道岩見沢市五条東一六丁目一七番地

（甲）株式会社エスケイアイフアーマシー

代表取締役　阿久津光成

北海道深川市五条七番一号

（乙）有限会社深川調剤薬局

代表取締役　阿久津光成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年三月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年二月十五日

掲載頁　八十八頁（号外第二十九号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年四月二十一日

札幌市西区西野三条九丁目一番一号

（甲）株式会社日西電工

代表取締役　赤井　良実

札幌市西区西野三条九丁目一番一号

（乙）有限会社幌発電設

代表取締役　赤井　良実

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年四月二十一日

北海道旭川市末広四条八丁目一番二三号

合資会社イーエルティー

代表社員　小野寺有紀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社清水第一とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年四月二十一日

静岡市清水区入江岡町一四番三九号

合資会社清水第一タクシー

代表社員　青木　隆明